

改正

平成14年3月28日規則第16号

平成18年3月27日規則第19号

平成19年3月26日規則第15号

平成19年11月29日規則第68号

平成21年12月28日規則第39号

平成22年2月25日規則第3号

平成23年2月15日規則第2号

平成24年12月3日規則第45号

平成25年3月22日規則第6号

平成26年7月18日規則第42号

平成27年3月30日規則第16号

平成28年3月22日規則第14号

伊丹市立児童くらぶ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市立児童くらぶ条例(平成7年伊丹市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 伊丹市立児童くらぶ(以下「児童くらぶ」という。)の定員は、別表のとおりとする。

2 市長は、入所許可の申請状況等により特に必要があると認める児童くらぶについては、児童くらぶの管理に支障のない範囲において、臨時に前項に規定する定員を超えて入所を許可することができる。

(事業内容)

第3条 児童くらぶは、児童の健全育成を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びを通じた生活指導に関すること。
- (2) 日常の自主学習に関すること。
- (3) その他児童の健全育成を図るため必要と認めること。

(開所時間)

第4条 児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年伊丹市教育委員会規則第47号。以下「管理規則」という。）第2条に規定する休業日以外の日 小学校の下校時から午後5時まで

(2) 土曜日並びに管理規則第2条に規定する春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日 午前8時15分から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、4月1日から延長保育を利用しようとする保護者がある場合において、当該延長保育に係る児童が一の児童クラブについて5人以上あるときは、同日の属する年度の当該児童クラブの開所時間を、土曜日を除き、午後6時まで延長することができる。

(休所日)

第5条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 1月2日及び3日、3月31日、8月13日から8月16日まで並びに12月29日から12月31日までの日

(4) 児童が通学する小学校の学校行事等を考慮して別に市長が定める日

(入所許可の申請)

第6条 条例第4条の規定により児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、入所許可申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の入所許可申請書の提出は、随時行うことができる。ただし、4月1日から児童クラブを利用しようとする場合については、別に定める期間内に行わなければならない。

(入所許可等)

第7条 市長は、前条の入所許可申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、入所の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、入所の可否を決定したときは、入所許可（不許可）通知書により保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により入所を許可した児童の許可の期限は、当該入所許可により入所した日の属する年度の末日とする。

(変更届)

第8条 保護者は、入所許可申請書の記載事項（入所資格に関する事項を除く。）に変更があったときは、速やかに変更届出書を市長に提出しなければならない。

(休所申請及び許可)

第9条 保護者は、疾病その他の理由により、児童を1月以上休所させようとするときは、休所申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復所申請及び許可)

第10条 保護者は、前条の規定により休所した児童を復所させようとするときは、復所申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(延長保育の承認の申請)

第11条 条例第5条第1項の承認を受けようとする保護者は、延長保育利用承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による延長保育利用承認申請書の提出について準用する。

(延長保育の承認等)

第12条 市長は、前条の延長保育利用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、延長保育の利用の可否を決定し、延長保育承認（不承認）通知書により保護者に通知するものとする。

2 前項の規定により、利用を承認する場合の承認の期限は、当該承認により利用を開始する日の属する年度の末日とする。

(延長保育の休止等)

第13条 保護者は、疾病その他の理由により、1月以上延長保育の利用を休止しようとするときは、延長保育休止届を市長に提出しなければならない。

2 保護者は、前項の規定により延長保育の利用を休止した場合において、再び延長保育を利用しようとするときは、延長保育利用再開届を市長に提出しなければならない。

(延長保育の中止)

第14条 保護者は、延長保育の利用が必要でなくなったとき（退所による場合を除く。）は、延長保育中止届を市長に提出しなければならない。

(退所届)

第15条 保護者は、児童を退所させようとするとき又は児童が条例第3条に規定する入所資格を喪失したときは、退所届出書を市長に提出しなければならない。

(育成料の納付)

第16条 条例第6条に規定する育成料は、毎月26日までにその月分を納付しなければならない。ただし、納期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とみなす。

(育成料の減免)

第17条 条例第7条の規定による育成料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 次に掲げる児童は、育成料（オのみに該当する児童にあつては、延長保育に係る育成料に限る。）を免除する。

ア **生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者**と同一世帯にある児童

イ 児童が入所している年度の前年度分の**市民税**の所得割がかからないこととなる保護者と同一世帯にある児童

ウ 特定扶養親族等がある保護者であつて児童が入所している年度の前年度分の**市民税**の課税所得割額から特定扶養親族等所得控除額に旧所得割税率を乗じて得た額を控除して得た額が零となるものと同一世帯にある児童

エ 災害、疾病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となっている保護者と同一世帯にある児童

オ 各月の始業日前に児童の休所を許可され、該当の月に入所していない児童

カ 各月の始業日前に保護者が延長保育の利用の休止を届け出て、該当の月に延長保育を受けていない児童

(2) 次に掲げる児童は、育成料の2分の1に相当する額を減額する。

ア 児童が入所している年度の前年度分の**市民税**の課税所得割額（特定扶養親族等があるときは、この額から特定扶養親族等所得控除額に旧所得割税率を乗じて得た額を控除して算定した額（以下この号において「特定控除後課税所得割額」という。）とし、世帯において2人以上の者に所得があるときは、それらの者の課税所得割額（特定扶養親族等があるときは、特定控除後課税所得割額）の合計額）が20,100円以下となる保護者と同一世帯にある児童

イ 災害、疾病、失業、営業不振その他の理由により生活困難となっている保護者と同一世帯にある児童

2 前項の「特定扶養親族等」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号に規定す

る特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）及び同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）をいい、前項の「特定扶養親族等所得控除額」とは、同法314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）をいい、前項の「旧所得割税率」とは、同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率をいう。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の児童を入所させている場合の当該児童（うち1人の児童を除く。）は、育成料（第1項第2号の規定により、減額されたときは減額後の額）の2分の1に相当する額を減額する。

4 育成料の減免を受けようとする保護者は、育成料減免申請書を市長に提出しなければならない。
（帰宅の方法）

第18条 延長保育を受けた児童の帰宅については、保護者は当該児童を迎えに来なければならない。
（様式）

第19条 この規則に定める申請書その他の様式は、市長が別に定める。
（細則）

第20条 この規則に定めるもののほか、児童クラブの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月28日規則第16号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月27日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月26日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年11月29日規則第68号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の伊丹市立児童クラブ条例施行規則の規定は、平成20年度以後の年度分の育成料について適用し、平成19年度分までの育成料については、なお従前の例による。

付 則（平成21年12月28日規則第39号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年2月25日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表伊丹市立瑞穂児童クラブの項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年2月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年12月3日規則第45号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月22日規則第6号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年7月18日規則第42号）

この規則は、平成26年7月19日から施行する。

付 則（平成27年3月30日規則第16号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月22日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

名称	定員
伊丹市立伊丹児童クラブ	120
伊丹市立稲野児童クラブ	80
伊丹市立南児童クラブ	120
伊丹市立神津児童クラブ	40
伊丹市立緑丘児童クラブ	80
伊丹市立桜台児童クラブ	80
伊丹市立天神川児童クラブ	80
伊丹市立笹原児童クラブ	120

伊丹市立瑞穂児童くらぶ	80
伊丹市立有岡児童くらぶ	80
伊丹市立花里児童くらぶ	40
伊丹市立昆陽里児童くらぶ	40
伊丹市立摂陽児童くらぶ	40
伊丹市立鈴原児童くらぶ	40
伊丹市立荻野児童くらぶ	80
伊丹市立池尻児童くらぶ	45
伊丹市立鴻池児童くらぶ	80

